

三幸通信

～3分で読める!! 現場で役立つ介護情報～

介護現場を支えてくださっている皆様のお力になれるよう、三幸福祉カレッジより情報をお届けします。

今号のテーマ ▶2027年開始「育成就労制度」とは? ～制度の変更と、考えておきたい「育成」のポイント～

2027年(令和9年)から、外国人材の育成・確保を目的とした「育成就労制度」が始まります。介護分野でも、外国人材の受け入れや育成のあり方が変わるため、受け入れ施設には事前の準備が求められます。今回は、制度の概要と押さえておきたいポイントをご紹介します。



1 育成就労制度とは?

人材不足の解消と外国人の育成・確保を目的とした新しい在留資格です。原則3年以内で就労を通じて育成し、特定技能への移行を目指します。

目的
介護分野の人材不足の解消と、外国人の育成・確保

在留資格
育成就労
(新たな在留資格)

在留期間
原則3年以内
(特定技能への移行を目指す)

<旧制度(技能実習)との主な違い>

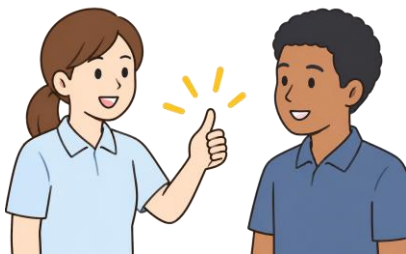
項目	旧制度(技能実習制度)	新制度(育成就労制度)
目的	国際貢献(開発途上国への技能移転) ➡	人材育成・確保(日本の人材不足解消)
在留資格	技能実習1号・2号・3号 ➡	育成就労
在留期間	最長5年 ➡	原則3年以内
転籍 (受入先の変更)	原則不可 ➡	一定の条件のもと可能
支援体制	監理団体が中心 ➡	監理支援機関・受入機関が連携
対象分野	多岐にわたる分野 ➡	特定分野(介護・建設・農業など)に限定
特定技能への移行	一定の要件(試験等)を満たせば移行可能 ➡	育成就労修了後、一定の要件で移行可能

2 教育・育成面で知っておきたいこと

1 日本語学習を支援する

3年間で技能と日本語能力を段階的に高めていきます。

「N4合格」だけが目標ではなく、介護現場に必要な日本語を継続的に学べる支援が大切です。



2 「ここで成長したい」と思える環境をつくる

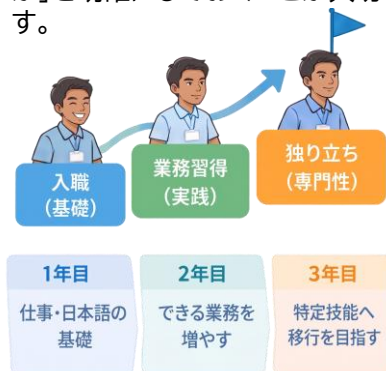
一定の要件のもとで本人意向による転籍が認められます。

キャリア、資格取得への道筋や将来の選択肢が見える化し、ここで成長したいと思える環境をつくることも大切です。



3 3年間の「育成ロードマップ」をつくる

育成就労計画の中に業務・技能・日本語能力などの目標を設定します。「何をいつまでに身につけてもらうか」を明確にしておくことが大切です。



3 その他、制度上の準備

受け入れ方針や育成・支援体制を早めに確認しておきましょう。

<制度開始に向けた準備チェック>

- ☒ 育成就労計画の作成・認定申請
- ☒ 日本語教育・生活支援体制の整備
- ☒ 監理支援機関との連携体制の構築

※制度上の要件・手続きは最新の公的情報をご確認ください。



出典:厚生労働省「育成就労制度の概要等について 令和8年3月25日」



実務者研修修了生数No.1

三幸福祉カレッジ

※厚生労働省一般教育訓練給付制度・専門実践教育訓練給付制度令和5年度実務者研修

三幸福祉カレッジ

ホームページは[こちら](#)▶▶

